

平成16年第7回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成16年12月9日(木曜日)

議事日程 第1号

平成16年12月9日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第10号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第73号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第74号 子ども憲章の制定について
- 第11 議案第75号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について
議案第76号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
議案第77号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について
議案第78号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について
議案第79号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について
- 第12 議案第80号 鬼石町の廃置分合による脱退に伴う多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の財産処分に関する協議について
議案第81号 鬼石町の廃置分合による脱退に伴う藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の財産処分に関する協議について
- 第13 議案第82号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第14 議案第83号 藤岡市文化財保護条例の一部改正について
- 第15 議案第84号 藤岡市保育所条例の一部改正について
- 第16 議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

- 第17 議案第86号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理約の変更について
- 第18 議案第87号 藤岡市嘗戸塚土地改良事業の施行について
- 第19 議案第88号 市道路線の廃止について
議案第89号 市道路線の認定について
- 第20 議案第90号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)
- 第21 議案第91号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第92号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第93号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第94号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第25 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田	肇	君	2番	橋本	新一	君
3番	串田	武	君	4番	湯井	廣志	君
5番	斉藤	千枝子	君	6番	三好	徹明	君
7番	反町	清	君	8番	佐藤	淳	君
9番	茂木	光雄	君	10番	松本	啓太郎	君
11番	片山	喜博	君	12番	冬木	一俊	君
14番	神田	省明	君	15番	木村	喜徳	君
16番	針谷	賢一	君	17番	青柳	正敏	君
18番	坂本	忠幸	君	19番	塩原	吉三	君
20番	清水	保三	君	21番	隅田川	徳一	君
22番	大戸	敏子	君	23番	吉田	達哉	君
24番	久保	信夫	君				

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井	利明	君	助役	関口	敏	君
収入役	堀越	清	君	教育長	針谷	章	君
企画部長	茂木	政美	君	総務部長	金井	秀樹	君
市民環境部長	有我	亘弘	君	健康福祉部長	吉澤	冬充	君
経済部長	荻野	廣男	君	都市建設部長	須川	良一	君
上下水道部長	三木	篤	君	教育部長	水越	清	君
監査委員							
事務局長	齋藤	稔一	君				

議会事務局職員出席者

事務局長	高橋	寛	参事兼議事課長	田島	均
課長補佐兼					
議事係長	山形	常雄			

開 会 の あ い さ つ

議 長（佐藤 淳君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成16年第7回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともご多忙のところ、全員の出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。今期定例会に提案されますものは、報告2件、諮問1件、議案22件、請願4件、陳情1件であります。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営にまことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。

これから寒さ厳しき折、皆様方にはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議 長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成16年第7回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（佐藤 淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの13日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番冬木一俊君、14番神田省明君、15番木村喜徳君を指名いたします。

第3 市長発言

議 長（佐藤 淳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成16年第7回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中のところご出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

10月23日から発生した新潟県中越地震では、新潟県長岡市・小千谷市・十日町市を中心に9万3,453軒の一般住宅の損壊をはじめ、道路・水道・ガス等のライフラインに大きな被害をもたらしました。藤岡市といたしましては、この地震による被災者支援として10月25日、食料1万食、使い捨てカイロ2万4,000個を十日町市災害対策本部に届けるとともに、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合で運営している新潟県西山町の臨海学校久寛荘を被災者の避難場所として開放いたしました。また、災害義援金については、多くの市民や団体の支援により12月8日現在305万円の義援金を新潟県災害対策本部へ送っております。地震発生から一月半が経過しましたが、12月7日現在も3,280人という多くの方が避難所生活を送っていると聞いております。被災地は、これから厳しい冬を迎えます。本市としては、できる限りの範囲で支援を適宜行っていきたいというふうに考えております。

さて、地方自治体が期待を持って注視していた国と地方による三位一体改革の全体像が11月26日、政府与党から示されました。地方への税源移譲額は、地方6団体が目標としていた3兆円を下回る2兆4,160億円となりました。地方分権に向け一歩前進したと思っておりますが、個々の自治体の運営を考えた場合、補助金削減等に見合う税源移譲が必要であり、地域間の財政力格差が拡大しないよう地方交付税改革を要望していきたいと考えております。今後地方分権がさらに推進されることにより、地方の権限が大幅に拡大し、歳入歳出両面での地方の重要度が高まることとなります。このことは、地方自らの責任で真に住民に必要な行政サービスを行う選択肢が広がることを意味しております。本市としても、地方分権型社会を見据えた中で新しいシステムの構築を図り、市民の期待にこたえていく必要があると考えております。

7月21日に議会の議決をいただいて発足した藤岡市・鬼石町合併協議会も、11月25日までに計6回の協議会を開催し、27の協議項目についてすべて承認され、協議が終了いたしました。そして、同日藤岡市を代表し、鬼石町との合併協定書に調印いたします。調印に至るまでの間議員各位、協議会委員をはじめ関係した多くの皆様のご努力、ご支援に深く感謝を申し上げます。また、今議会で藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合等の議案を提出させていただいておりますが、議員皆様のご理解のほどを心からお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、報告2件、諮問1件、議案22件です。いずれも市

民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきましてご決定くださいますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきまして報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により12月7日委員会を開催し、本日招集となりました平成16年第7回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いについて、今定例会に提案されますものは、報告2件、諮問1件、議案22件、請願4件、陳情1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、報告第10号、日程第7、報告第11号については、単独上程、報告のみとし、日程第8、諮問第3号、日程第10、議案第74号、日程第13、議案第82号から日程第18、議案第87号及び日程第20、議案第90号から日程第24、議案第94号までの13議案につきましては、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第9、議案第73号については、単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決を願います。日程第11、議案第75号から議案第79号、日程第12、議案第80号、議案第81号及び日程第19、議案第88号、議案第89号までの9議案につきましては、一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第25、請願・陳情につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、12月16日、議事日程（第2号）一般質問ですが、7人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日12月9日から12月21日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、請願・陳情の委員会付託まで行い、12月10日から12月15日まで休会とし、この間において総務・経済建設・教務厚生各常任委員会を開催し、請願・陳情の審査を願いま

す。12月16日、12月17日は本会議を開き、一般質問を行い、12月18日から12月20日休会、12月21日に本会議を開いて請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会日程について申し上げます。12月10日、総務常任委員会を午前10時から、経済建設常任委員会を午後1時30分から、12月13日、教務厚生常任委員会を午前10時から第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（佐藤 淳君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（高橋 寛君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成16年8月、9月、10月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されますものは報告2件、諮問1件、議案22件、請願4件、陳情1件でございます。

次に、前期定例会において可決されました議員提出議案第2号乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書、議員提出議案第3号「中山間地域等直接支払い制度」の存続と拡充を求める意見書、議員提出議案第4号山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進を求める意見書、議員提出議案第5号地方分権のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書につきましては、それぞれ内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸報告を終わります。

第6 報告第10号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（佐藤 淳君） 日程第6、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 報告第10号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において指定された事項として専決処分したことについて、第180条第2項の規定に基づきご報告するものであります。

内容につきましては、平成16年8月3日午後0時45分ごろ、経済部農林課職員の運転する車が前橋市の群馬会館で行われた研修会に向かう途中、前橋市六供町一丁目3番地6付近の交差点を進行中、接触事故を起こし、相手方の自転車の破損及び乗っていた高校生が手足にすり傷、打ち身を負ったものであります。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分したものでございます。この損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の災害共済金により充当される見込みでありますので、あわせてご報告いたします。平素より安全運転の励行を指導しておりますところではありますが、なお一層の交通安全に努めるよう注意を喚起してまいりたいと考えております。

以上、専決処分の報告といたします。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第10号について報告を終わります。

第7 報告第11号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(佐藤 淳君) 日程第7、報告第11号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 報告第11号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として専決処分

したことについて、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、平成16年5月5日、藤岡市保美地内の市道139号線を走行中、舗装道路穴に左前輪を落とし、タイヤに損害を与えた車両物損事故にかかわる賠償金の額を定めることについてであります。なお、損害賠償金につきましては、損害を与えたタイヤ代を賠償責任保険で充当いたしますので、あわせてご報告するものであります。

以上、まことに簡単であります、報告とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第11号について報告を終わります。

第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 淳君） 日程第8、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、小野里勝明氏が平成17年6月30日をもって任期満了になるため、再任願いたく議会の意見を求めるものであります。

小野里氏は、昭和13年生まれの66歳で、藤岡市森に居住されております。主な経歴を申し上げますと、昭和32年に群馬県立藤岡高等学校を卒業後、新町信用組合に就職され、平成10年3月に退職されました。その後平成10年4月より、有限会社二ドムの代表取締役役に就任され、現在も活躍されております。この間第31区区長代理を歴任するなど、地域住民のために尽くされております。また、平成14年6月より人権擁護委員としてご活躍中であり、人格・識見ともに高く、地域の信望も厚く、社会実情にも精通しており、人権擁護委員として適任と思われま。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、諮問第3号は異議ない旨回答することに決しました。

第9 議案第73号 教育委員会委員の任命について

議 長（佐藤 淳君） 日程第9、議案第73号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 議案第73号教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、教育委員の任期は4年と定められており、12月7日をもって岡田要氏が任期満了となりました。その後任として、針谷章氏を任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

教育委員については、子供たち、教育現場、そして父兄の皆様との信頼関係を構築できる人が必要であると考えております。針谷氏は、藤岡市藤岡に居住されており、昭和23

年生まれの56歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和46年群馬大学を卒業され、同年より教職につき、藤岡市立南中学校・美土里小学校・西中学校の校長を歴任しております。この間平成11年4月から3年間藤岡市教育委員会学校教育課長も歴任し、教育行政の経験も豊富であります。また、スポーツを通して社会教育にも積極的に参加しており、学校教育・教育行政・社会教育と教育全般に精通しているとともに、人格・識見ともに高く、教育委員として適任であると考えます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 15番（木村喜徳君） 教育委員の任命なのですが、針谷章さんは現職の中学校の校長先生だと思ってしまうのですが、教育委員になることによって弊害はないですか。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 現職の方が教育委員に就するという事で弊害がないかということなのですが、弊害はございません。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 12番（冬木一俊君） 議案第73号教育委員会委員の任命について提出者に質疑をいたしますが、今回針谷さんが教育委員会委員として議会に対して同意を求められているわけであり、人選に当たりましてお伺いをいたします。

藤岡市立西中学校の現職の校長先生でありました針谷さんですが、義務教育の現場の最高責任者で優秀な先生を藤岡市の教育界が必要とする理由についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ご質問にお答えいたします。

義務教育の優秀な現役の先生をとということなのですが、今の西中学校の校長をされておりますが、確かに私も優秀な方だというふうに認識しております。そして、この藤岡市の全体の義務教育を考えたときに今の力を藤岡市全体の教育の中に活かしていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 今、市長の方から理由について理解はできるということで私の方は解釈していますが、もう1点質問をさせていただきます。義務教育界ということでありますので現職ということにこだわったということでございますのでお聞きいたしますが、この義務教育界のOBの校長先生では不可能なのかどうか、必要ではないのかどうかお伺いをさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 私は、この藤岡市の中で教育に携わった方とか、市民の皆さんから教育に情熱ある方という中でいろいろ考えてみました。そして、OB・市民、さらに現役の先生の中でということ考えましてこの針谷先生をお願いしたということでございます。ですから、OBではいけないのかということではありません。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） いろいろな形で人選をされたと思うのですけれども、現役・OB、そういったものを全部含めた中の針谷章さんが最適任であるということによいのかどうか、最後の質問としてお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 議員のおっしゃられるとおりでございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

塩原吉三君。

1 9 番（塩原吉三君） 議案第73号教育委員会委員の任命について、今、市長は大変優秀な校長先生であるというふうに申し述べておりますけれども、いよいよ中学生も進学期を迎えていろいろと心のうちで揺れている部分があると思います。そういった中で、それほどすばらしい校長先生が抜けてしまうということに対して、生徒が動揺するようなことのないようにもちろん図っておられると思いますけれども、その辺について1点お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 塩原議員のご指摘のとおりだと思います。やはり今の西中の生徒にとっては大事な時期でございます。このことについて、県庁の教育長のところへ参りまして生徒の動揺のないよう、また今後3年生の大事な時期でもありますので、運営がスムーズにいきますようお願いして、次の後任についてもしかるべく取り計らっていただいております。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件については、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第73号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第73号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

第10 議案第74号 子ども憲章の制定について

議長(佐藤 淳君) 日程第10、議案第74号子ども憲章の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第74号子ども憲章の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

急速な国際化や情報化など、子供たちを取り巻く環境は日々変化し、さまざまな問題を提起しております。こうした状況の中で、次世代を担っていく子供たちが健全に育つ環境を整え、権利を保障していくことは行政を含む社会全体に課せられた課題と考え、今後子供たちのことを考えたり、行動をしていく際の指針としていただくために、子ども憲章の制定を提案させていただきました。この子ども憲章を作成する際に、行政や大人の意見を一方的に押しつけ、子供を型にはめるようなことのないように市内の子供たちからたくさんの方のメッセージを寄せていただきました。これらのメッセージを参考にして、市内の小中学校から30人の児童・生徒の代表に集まっていただき、子供たちの社会的責任も踏まえ

た上で子供たちが主体的に考えた子供の視点による素案を作成いたしました。その後、小中学校の校長先生や保育園・幼稚園の園長先生及びPTA・子供会育成会等、子供に関係する各種団体の代表の方々に構成する子ども憲章制定検討委員会を組織して細部にわたる検討を重ねた結果、ご提示いたしました子ども憲章ができ上がりました。

この子ども憲章を制定することにより、家庭・地域社会・行政が一体となって子供のことを考えたり、行動する際の道しるべとなり、子供たちや市民の皆様がより親しみやすく住みやすい藤岡市となることを目指していきたいと考えております。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議案第74号についてお伺いいたします。

この子ども憲章は、子供たちに取り決めをするということで実質的に自然・夢・命・友情・礼儀の5項目を実践していくということで、非常によいことだと私は考えております。

ところで、当市では昭和49年10月に藤岡市民憲章が制定されております。市民憲章はほとんどと言っていいほど市民は知らないようでございますが、そこにお座りの皆様方でこの市民憲章の5項目を知っている方がおられましたら、その5項目をこの場で述べていただきたい。よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） 各部長ということで私の方で代表してお答えをさせていただきますが、正直いまして市民憲章そのものを今、この場ではっきりと言うことはできません。私の方もそういった市の条例等を見て、それを見ながら、ああ、こういう憲章、そういった確認の程度で、まことに申しわけございませんが、私は言えませんが、ご勘弁いただきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 最初からそうなると思っておりました。行政の幹部でさえ市民憲章をしつかりと覚えていない。当市というのは、つくるだけで後のことをほとんど考えていないのが現状だと思っております。ただ、憲章を定めればそれで終わりというのではなくて、今後子供たちにこの憲章をどのように未永く浸透させていくのか。また、今後の教育にどのように生かしていくのか。このお答えをいただきたいと思っております。よろしくお伺い

いたします。

議 長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今後の広報等の関係でございますけれども、いろいろなイベント等もございまして、その機会に紹介したり、ちょうどこの前の50周年記念のときに市歌が披露されましたけれども、我々も忘れていた部分が多くて、今、庁内放送で放送しておりますけれども、子ども憲章の庁内放送ということはちょっと考えにくいのですけれども、いろいろな場において公表して、あらゆる機会に浸透させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 教育長がいなようですので、教育部長の方にどのように教育に生かしていくのか、その点をよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤 淳君） 教育部長。

（教育部長 水越 清君登壇）

教育部長（水越 清君） 湯井議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども健康福祉部長からご説明がございましたように、非常にすばらしい子ども憲章ができております。こういうことをいろいろな大会なり、いろいろな集まりの中で周知していただき、学校の方でもこういう文面を書いたものを学校の中にも飾って、子供たちがいつでも学校の中で見ればわかるような所に張っていくようなことも考えていきたいと思っております。

言葉整いませんけれども、回答とさせていただきます。

議 長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 議案第74号ですけれども、湯井議員の関連をいたしますけれども、これを周知徹底し、また、こういった憲章を実行した子供たちに対する市としての何か表彰するような手順というのは考えられているかどうかを確認させていただきます。

議 長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 茂木議員の表彰ですか、前にも議員から高齢者で介護にかからない、一生懸命自分の体を気をつけて頑張っているお年寄りを表彰したらどうかというご提案もいただきました。これも含めて一緒にそういうことで今後慎重に考えて、できれば制度的にしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（佐藤 淳君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 最近は、子供たちの中で命を粗末にする傾向が大変多いと思いますけれども、この憲章の中でも命が3番目、ちょっと低い位置に置かれているように思うのです。これは今の社会情勢をそのままあらわしているように思うのですけれども、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 教育委員会ということですが、ちょっと失礼させていただいて私の方でつくりましたので、お答えさせていただきますけれども、優先順位で番号をつけたということではなくて、どの項目も大切だというふうに考えております。命が3番目に大切だから3番目ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第74号子ども憲章の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第75号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について

議案第 7 6 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

議案第 7 7 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

議案第 7 8 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

議案第 7 9 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

議長（佐藤 淳君） 日程第 1 1、議案第 7 5 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について、議案第 7 6 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案第 7 7 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、議案第 7 8 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について、議案第 7 9 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま上程になりました議案第 7 5 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合についてから議案第 7 9 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議についてまでの 5 件について、合併関連議案のため一括してご説明申し上げます。

最初に、鬼石町との合併協議会についてご報告申し上げます。本年 7 月 2 1 日に藤岡市鬼石町合併協議会を設置し、1 1 月までの間会議を開催し、両市町の合併に関する協議を進めてまいり、これらの 2 7 項目にわたるすべての協議が整ったのを受け、去る 1 1 月 2 5 日、両市町の議長を立会人として鬼石町の関口町長と合併協定書の調印を行いました。これまで合併調査特別委員会をはじめ、議会の皆様のご支援、ご協力、そして長時間にわたるご協議に改めて御礼を申し上げます。本議会にご提案申し上げました議案については、さきに申し上げました鬼石町との合併協定の調印を受けまして、群馬県知事に対し藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合を申請するに当たり、議会の議決を求めるものであります。議案第 7 5 号は、藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合については平成 1 8 年 1 月 1 日から多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することについて、法の定めによりまして議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 7 6 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、法の定めによりまして鬼石町との協議の上定めるものとしておりますの

で、議決を求めるものであります。協議書におきましては、鬼石町の財産はすべて藤岡市に帰属させると定めるものであります。

続きまして、議案第 77 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議については、法の定めによりまして鬼石町との協議の上定めるものとしておりますので、議決を求めるものであります。協議書におきまして、鬼石町議会の議員は市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用いたしまして、藤岡市の議会の議員の在任期間に限り引き続き藤岡市の議会の議員として在任すると定めるものであります。

続きまして、議案第 78 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議については、法の定めによりまして鬼石町との協議の上定めるものとしておりますので、議決を求めるものであります。協議書におきましては、鬼石町の農業委員会の選挙による委員である者の 6 人の委員は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用いたしまして、藤岡市の農業委員会の委員の在任期間に限り引き続き在任すると定めるものであります。

続きまして、議案第 79 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議については、法の定めによりまして鬼石町との協議の上定めるものとしておりますので、議決を求めるものであります。地域審議会の協議書の内容についてであります。名称は藤岡市鬼石地域審議会、対象区域は合併前の多野郡鬼石町の区域とするものであります。設置期間は、新市建設計画の計画期間と同じ平成 18 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとするものであります。所掌事務についての定めであります。この審議会は藤岡市長の諮問に応じて審議し答申するものであり、また対象区域にかかわる必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができるというように定めております。組織についての定めについては、審議会は委員 15 人以内をもって組織するというものであります。

以上、5 件につきまして一括して提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 75 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

松本啓太郎君。

- 10 番（松本啓太郎君） 藤岡市と鬼石町の合併が平成 18 年 1 月 1 日に決まったということですが、このときの人口は何人ぐらいになるか。推計で結構です。また、10 年後の人口は何人ぐらいになるか。推計で結構であります。それから、藤岡市と鬼石町が合併をした場合に特例債として 122 億円が認められるということですが、この合併特例債

をどのような事業にお使いになるか。それから、122億円全額をお使いになるのか。お伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

まず最初に、人口の推計でございます。平成27年時点の人口推計は6万6,230人の人口の推計を持っております。

また、合併特例債の主要の事業名でございますが、そういったことにつきましては現在新市建設計画の中にも入れてございますが、新市建設計画の中でやはり基本的には藤岡市・鬼石町の地域間を結ぶ地域の道路、あるいは学校教育施設等の教育の施設整備、また関連する地域の発展のための事業、そういったものを今後新市建設計画のもとにおいて新市の総合計画を策定します。そういった中で、位置づけをしっかりとしていきたいと思っています。

次に、合併特例債の使用の金額等でございますが、この関係につきましては基本的な計画といたしましての新市の建設計画の中では全額の計算はしております。しかしながら、現在の経済情勢を見る、また合併特例債等の今後の推移等を見る、そういった中では私の方も計画論では100%の計画を組んでおりますが、その年度その年度の実施計画を立てて、そういった情勢の中で合併特例債の借入れを行っていく。今考えておりますのは、おおよそ60%ぐらいの借入れ債といったものが妥当ではないか、そのように考えております。なお、大変くどくなって恐縮でございますが、10割を活用した建設計画を立てましたのは、こういった今後の5年後・10年後の経済情勢等の変化により、10割を活用することが可能になった場合に建設計画の中に10割というものを盛り込んでおかなければ認められない、そういったことも考えられますので、計画論では10割はさせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

平成18年の人口推計ということでございます。落ちてしまいまして申しわけございません。6万9,480人を推計値として持っております。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 松本啓太郎君。

10番（松本啓太郎君） 合併特例債の122億円のうち60%ぐらいを実際に使うというような答弁でありますけれども、合併特例債が使えるという、その期限が3月末日までに県に申請をすればということで、合併特例債ということを大変重要視しておると私は思うのです。60%きり使わないという、その理由はどこにあるのか私はわかりませんが、合併特例債を使う場合には国に対してこの事業とこの事業とこの事業をやりたいということに對しまして国で、使ってもいい、これはだめだというように審査するように聞いておりますが、実際、国も財政的に大変厳しい状況の中であって、実際に122億円など最初から認めていないのではないかと私は思うのですけれども、その辺はどう思いますか。その点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） 合併特例債のことにつきましてお答えをさせていただきます。

私の方で60%ぐらいきり使わない、そういったことではございません。今現在のこういった景気動向を見ると、今現在の時点ではそのぐらいの借用をしていくことが今の市の財政、公債費の比率、あるいは公債費の負担比率、それに伴う経常収支比率、そういったものを見た中ではそのようなことで60%ぐらいが今の情勢下では妥当か、そういったことでお話をさせていただいております。今後景気等が向上いたしまして、それに伴う市の予算が改善されれば100%の活用ということはあると思っております。

それと、今、議員からお話がありました特例債の許可範囲の限度額を国の方で認めないのではないかと、そういったご質問でございますが、確かに議員がおっしゃったとおり新聞等を見ていると合併特例債の許可の抑制というものも新聞等では見られているのが現状でございます。ただ、今現在では国の方でその許可額を絞ってくる、そういった通知等は来ておりませんので、ご報告をさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤 淳君） 松本啓太郎君。

10番（松本啓太郎君） 現在の1人当たりの借金と申しましょうか、これは一般会計あるいは普通会計かと思っておりますけれども、藤岡市が1人当たり約25万5,000円、鬼石町が1人当たり約70万円と伺っておるわけですが、藤岡市が鬼石町と合併をしたときに、先ほどの人口で割りますと1人当たり幾らになるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

この地方債の1人当たりの残高でございますが、藤岡市が1人当たり25万7,000円、鬼石町が72万8,000円、これが平成15年度の決算の状況でございます。今、

議員がご質問のこれから先10年後の人口の推計値まではちょっと出していないのだけれども、今の答えでよろしいでしょうか。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時1分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） 失礼いたしました。藤岡市と鬼石町の人口等で割りますと、30万6,000円でございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 議案第75号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について、提出者に答弁を求めます。

冒頭の市長のあいさつにありましたように6回の法定協議会がすべて協議が終了したということですので、単刀直入に質問をさせていただきますので明快な答弁をお願いいたします。この藤岡市と鬼石町の合併は、合併特例債が最大の目的の合併なのか否か、お伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 冬木議員の合併特例債が目的なのかということですが、合併特例債というのはまちづくりのための手段であるというふうに思っております。合併をすることで、確かに特例債というものを使いますけれども、それを最終目的とするのではなくて、この藤岡市・鬼石町の合併によって新しいまちができます。そのまちが一体となって将来のまちづくりをするための手段として特例債というのがあるわけですので、合併をすることで新しいまちづくりに向かって両市町の住民の皆さんが住みやすいまちづくりをするということが最終目標であります。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 合併特例債が最大の目的の合併ではないということですので、私にはちょっと理解ができないような答弁でありましたけれども、次の質問をさせていただきますが、藤岡市と鬼石町の合併は藤岡市民の声を反映した合併なのか否かお伺いいたし

ます。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 私どもは、藤岡市・鬼石町の合併に対してもいろいろな形で市民に対する説明をしております。今、この藤岡市が合併することについて市民の声なのかということでございますが、私は藤岡市の市民に対するいろいろな説明、また広報を通じた広報活動、こういった中でかなり多くの市民の皆さんのご理解をいただいているというふうに感じております。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） そういうことであれば、最後の質問です。単刀直入にお伺いいたします。この合併は鬼石町との合併なのですが、吸収合併ということでございます。この合併は、孫や子供、孫子の代までに誇れるような合併なのか。藤岡市民・鬼石町民、双方にとって将来に希望が持てる合併であるというふうにするのか、市長の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） これからの市の将来を背負う孫・子供たちにとって今、この時点で合併を決めたことが誇れるのかということでございます。その誇れるようなまちづくりをこれからやっていくのだというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 2点ほど質問いたします。

今回の合併論議は、税収等が減ってきて現在のままですと市民に対して現在の行政レベルの維持が難しいという点から、合併の話が進んでいるし、市長の方も現在の行政レベルを維持するために合併するのだということで私どもは聞いています。合併の特例法のいろいろなものを活用した中で、実際に合併をしたら現在の行政レベルが維持できるのか。市民に向かって約束できますか。これが1点です。

もう1点は、編入合併ということですが、市長の方は相手方に対して尊厳があるということで、編入だけでも話し合いの中では対等合併のつもりでやっていくということを行っていますけれども、協議の中でどの辺に市長の対等合併と言っていいようなところが反映されているのか。この2点についてお願いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） 市長にということでございますが、初めに、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目の合併後、現在の住民サービスが維持できるか、そういったご質問でございますが、このことにつきましては、私どももしっかりと行財政改革を実施し、そういった中で経費を浮かせてやっていきたい。それで、基本的には現行のサービスの維持に努めたい、そういうことでやっております。この行財政改革につきましては、平成14年から積極的に回転しておりまして、職員の採用も既に定年退職者あるいは自己都合、そういった退職された職員の人数も半数以下に抑えて実施しております。そういった今の現行のやっている姿勢を見ていただきまして、鬼石町との合併の中で行革の一つの目玉はやはり人件費の削減でございますので、私の方もその辺をしっかりとやって住民サービスの維持に努めていきたい、かように思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議員ご指摘の吸収合併であるが、対等の協議を進めるということで、何が対等であるのかということですが、先ほども申し上げましたように27項目に及ぶ協議、27項目というのは事業で言いますと、市・町の扱っている1,200事業をすべて協議しましてすり合わせてきたということで、これが対等である立場、鬼石町の尊厳も重要視した中で協議をしてきたということでございます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 議長にお願いを申し上げます。私の方は、市長に答弁を求めたわけですので、議長の方もその辺をよく判断をお願いしたいと思います。

「約束ができるのか。」という質問に対して、部長がはっきり「約束できる。」と答弁していただけなかったので、これは改めて市長の方に先ほどの答弁をもう一度求めます。鬼石町に対して尊厳を持っているから、対等的な立場で協議を進めていくという市長の発言があったので、どの辺に反映されたかということをもう少し具体的にお聞きしたい。全体の中で協議をお互いに対等の立場でやってきたから、それが反映されたという前提の中で言っただけならばそれまでのことなのですけれども、もう1点、市長に聞きます。対等という中でやってきたわけです。それは平成18年1月1日に合併になれば、実際は編入ですから編入される側の鬼石町の町長は職をそこで失うわけです。市長の方はどうするのですか。編入なのだけれども、対等という形の中で、尊厳を持ってお話をしてきた。そのまま編入の形で職を続けるわけですか。この2点についてお願いします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 行政レベルの維持について、約束できるのかということでございますが、ここで約束をするということではない。やはりそういうことを努力することを議員の皆さんに対して表明しているわけでございますので、ここで約束する、しないということではないというふうに思っております。

また、平成18年1月1日を期して合併をするわけでございます。協議の中でも鬼石町の各執行部の町長・助役等々についても、その職を失うというふうになります。ここは、吸収合併の議論をしてきたわけでございますので、そのことは協議会の中でもきちっとうたっております。ただ、編入合併のことでございますので、私の残された任期中は私が執行者として努めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 行政レベルを現在のまま維持する努力ということで約束はできないということなのですけれども、私どもへの説明の中では、今回の合併は現在の行政サービスのレベルを維持するのが単独ではできないから合併するということです。特例法の中の措置をいろいろなものを使った中でやっていく。約束できないのなら、それで結構なのですけれども、その努力というものを市長の気持ちの中でどこまで信念を持ってその努力をしていくのか、市民に対してははっきり説明をお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 行政レベルの維持について、私どもは既に藤岡市の中で行財政改革をしっかり進めてやってきております。そういうことで、行政レベルの維持をしていこうということでございますが、合併をすることでなおこの藤岡市にとって大きな将来に向かった、例えばインフラ整備等々、こういったものも進めていきたいということで合併をし、新市の将来計画の中でさらなる進展をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番（清水保三君） 私は、財政上の問題が少し気になるものですから、質問したいと思うのですけれども、当面の財政推移というか、シミュレーションというか、そういうものは前にグラフで見たことがあるのですけれども、特例債を60%使うということですから、これを使って将来的なというか、10年間ぐらいのシミュレーション、財政推計はやったことがありますか。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） 合併特例債の関係でお答えをさせていただきます。

新市建設計画の中での財政計画では、合併特例債の計画として合併後の市町村のまちづくりのための建設事業分、言い換えれば合併市町村の一体性の速やかな確立と地域の均衡ある発展に資するために行う整備事業に標準全体事業に対する起債可能額122億円、平成18年度から10カ年均衡に見込んだ推計値等がございます。こういった推計をしていく中で、現行の財政の状況、そういったものを含み、また建設事業の投資的経費、そういったものを約30億円見込んでいく中で、その建設事業に使用する財源を合併特例債で主体的に見た中では現行のシミュレーションの中では使用しても財政の健全な維持ができる、そういったシミュレーションはつくっております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 清水保三君。

20番（清水保三君） それは、執行部の方が持っているということだけで、議会の方へは提案されてないですね。そこで、どういうふうに具体的になるのか。60%を当面使うということですから、60%を中心にした財政推計をぜひ議会の方へもご提示願いたいというふうに思うわけです。当面は何か出ていましたが、中身とすれば私などがあまり理解できないような中身になっているのですけれども、鬼石町と藤岡市の中身を羅列したという感じのシミュレーションだったようではございますけれども、実際にはこれが平成18年から発足するわけですから、その時点でのシミュレーションを議員の方へ提示していただけるかどうか、ちょっと伺います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

そういった財政推計というものは、お示しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 昭和30年、今からちょうど50年前に日野村と平井村を編入して、藤岡市はその後、病院の建設やら上下水道、そういった中で非常に市民サービス向上のために努力をされてきましたけれども、平成18年1月1日合併後、50年ぶりのこういった編入の中で、藤岡市は市民サービスの向上にどういう構想を持っているのかお聞かせください。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） 藤岡市と鬼石町の合併した後の市民サービスの一つの構想でございますが、このことにつきましては藤岡市と鬼石町の状況等を見ますと、やはりまちづくりの観点の中では道路整備が一番遅れているのではないかと考えています。そういった中で、やはり力を入れていくところは道路整備。それともう1点は、人づくりの教育施設整備、そういったものがやはり重点的なものになろうかと思っています。それと、もう1点は、今後の少子・高齢化ということで、子育ての環境の整備、また高齢化に向かう高齢者の人たちの施設整備、そういうものが今後のサービスの重点になろうかと思えます。そういった中で、今、行われています子育てのいろいろなサービスがございます。こういったことは、今後三位一体でなかなか難しい財政状況でございますが、その辺のことについては特にサービスの向上を図らなければならない、そのように考えておりますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今、いろいろな論議の中で合併特例債を何割使うとか、何だかんだと言いますけれども、やはり基本となるものは合併によって市民サービス、藤岡市が明るい方向に向かっていくのだということが大変必要なことであり、そういったことに関しての今の市長答弁で希望のある藤岡市、子や孫にも誇れる藤岡市にしていくのだということですから、こういった基本構想をしっかりと市民の前に提示できるように努力していただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ただいま議題となっております藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合についての関係なのですけれども、先ほど来財政の問題でいろいろと質疑・答弁がなされているわけですけれども、一番最初に松本議員の方から質問がありました藤岡市・鬼石町における債務の話なのですけれども、1人当たりになると藤岡市が25万円、鬼石町が70万円、ならしてみると、おおむね30万円というような答弁があったわけです。この起債事業については、私の認識では非常に複雑なものがあって、要するに交付税に算入されて起債の何%かを交付税として国からまたいただけるというようなものがありますので、これを純粹に1人当たりの借金というような表現をなさると、我々としてももう少し検討した内容の答弁をしていただきたいというふうに思うわけです。私が言っていることが間違ってい

れば指摘をいただきたいのですけれども、例えば鬼石町の債務にしてみても過疎債、地滑り対策債、もろもろのいろいろな債務があるわけですね。そういう中で、交付税に算入していただいて実際に国からそれが交付税に算定されて入ってくるお金もあるわけですね。

そうすると、例えば自分が30万円の給料をもらって30万円の車を買いました。その中で、毎月1万円で30万円、利息を換算しないで30カ月返しますという、それは純粹に自分で1万円払わなくてはならないと思うのだけれども、それが交付税に算入していただいて、例えば親なり何なりから、車を買ったのだから毎月5,000円補助してやるよという、自分は要するに毎月5,000円ずつ払えばいいという、そういう意味で、この交付税なども国からの補助というか、算入されてカウントされてくる額もあるので、1人当たりの債務ということやっけてしましますと、1人当たりの借金という、それだけがひとり歩きしていってしまうような気がするのです。この認識が違うようであれば答弁をいただきたいのですが、もしそういう認識であっているのであれば今後ちょっと答弁を考慮して、その辺を含んだ答弁にしていきたいと思うのですが、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

1人当たりの借金で先ほど松本議員のご質問に対してお答えをさせていただきました。確かに吉田議員がおっしゃっているとおり、この借金の中にもいろいろな仕組みがございます。近年では、地域総合整備事業債、そういった借金につきましては元利償還金に対して交付税の算入が約40%ほどございます。また、単なる交付税措置のない、本当に純粹な借金もございます。また、今、鬼石町で多くの借り入れをしておりますのが、過疎債でございます。こういった過疎債につきましては、70%という高い交付税算入でございます。これは、元金と利息に対しての交付税を70%充当する、そういったことでございますので、私の方も單純に1人当たりの借金は幾らですと各市のデータのものがそういうものですから、そういう発表をさせていただいておりますけれども、これからはそういった中身をよく分析した中の借り入れの状況、そういったものが説明できるようなものをつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

冬木一俊君。

(12番 冬木一俊君登壇)

12番(冬木一俊君) 議案第75号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について、住民投票などによる市民の意見を無視した中での合併に対し、反対という立場から反対の討論を行います。

反対の理由は、市民の意思による合併ではないという1点においてであります。今回の合併について、市民の中には合併に大きな疑問と疑心があることは周知のとおりであります。市民のための合併を考える会をはじめ、多くの市民が市長に請求した住民投票条例について、10月の臨時会では市長は反対を表明し、市民の合併への参加の道を否定いたしました。このことは、市民の声を聞くという市長の公約に対する裏切りと背信行為であると思っております。私たちは、議会に市民の代表として参画し、市政の一部を担っています。しかし、それは全面的委任ではなく、公約したことへの委任であります。まして市政始まって以来の大きな課題である合併問題で、市民の真意を問わないのは言語道断とも言うものです。前回、選挙で鬼石町との合併について一言も言わなかった新井市長が合併の民意を代表していると言えるでしょうか。合併に限って言えば、代表しているとは決して言えません。

しかし、市長は、住民の意見を聞くことに堂々と反対を表明したものであります。鬼石町では、議会も町長も選挙の際、合併の議論をしてきております。藤岡市は、合併について残念ながら選挙で公約した人がほとんどおりませんでした。こんなことで本当によいのでしょうか。市政100年の計に過ちは許されません。私は、民意を聞かない合併に反対です。有史以来、歴史は証明しています。市民を見放した者はいつか市民から見放される、このことを肝に銘じておくべきです。市民が選択した合併であれば賛成ですが、市民の意思を無視した合併に反対すべきと考えます。間接民主主義の最大の欠点は、民意とは逆の政治がまかり通ってしまうことです。戦争がそうだというふうに私は思います。戦争に賛

成の市民はほとんどおりませんが、戦争が起こります。今回も私の調査では、民意と反対の政治がされようとしております。このことを心に置き、もう一度議会の健全なる機能と良識をここに期待して、反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 38 分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 他に討論はありませんか。

三好徹明君。

（ 6 番 三好徹明君登壇 ）

6 番（三好徹明君） 議長より登壇の許可がありましたので、討論を行います。

議案第 75 号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合についての賛成討論をいたします。現在、国・地方を通じて地方分権の推進が叫ばれ、全国の市町村は財政基盤の強化と自治能力の向上に向けて合併を推進しているところであります。市町村合併は、住民サービスの質を高め、行政の効率化を実現するすぐれた行政改革手法であります。1年6カ月に及び合併問題調査特別委員会における調査研究、合併先進地視察などから、具体的政治にあらわれないもう一つの大きなメリットがあることを教えられました。多くの地方自治体は、50年もの間、本格的リストラや変革がありませんでした。藤岡市と鬼石町という2つの違った文化や歴史をはぐくんだ自治体が融合する、すなわち新しい血が入ることによって内部に適度な摩擦や競争原理が働き、組織細胞全体が活性化するという事実であります。ここに合併の大きな果実が隠されていることを私は知りました。

さて、振り返ってみますと、藤岡市と鬼石町との法定協議会が多くの賛同のもとで設置され、6回にわたる法定協議会において議員・市民・各界代表者・県行政関係者のもとでさまざまな協議が行われました。その協議結果を踏まえ、11月25日に藤岡市役所において新井市長と関口町長が合併協定書に調印という形で結実したのであります。これからは、この協定書及び新市建設計画をもとに新市運営をしていくわけであります。先ほど採択されました議案第74号藤岡市子ども憲章の自然と夢の中にこうあります。「私たちは、豊かな自然を大切に、いつでも夢や希望を持ち、励まし合いながら、その実現に向かって進みます。」とありました。道は平坦ではありません。しかし、新藤岡市で育つ子供や孫が「合併してよかったね。」と言ってくれるよう我々は地域づくりに励まなければならない

と思います。私は、これから誕生しようとしている新しい市への祝福とともに、子供や孫に約束いたします。夢や希望を持ち、励まし合いながらその実現に向かって進みますと。

以上、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会議員の在任に関する協議に

ついて、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 1 5 番(木村喜徳君) 今回の合併は経費削減というのが一つの目玉ということなのですが、先ほどの企画部長の答弁の中で行財政改革をきちんとやっていくという観点から、在任特例をするということはそれだけ経費が出ますよね。このことについて、提案者にご意見を伺いたい。

議長(佐藤 淳君) 市長。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 行財政改革と在任特例の関連ということでございますが、新市になりました藤岡市議会の議員の皆さんの任期中は鬼石町の議員も藤岡市議会の議員としての任期を持つということで、協議会でもご了承いただきましたが、私たちは藤岡市50年の今までの経緯の中で議員の数のことにつきましてもいろいろ削減という中で進んできました。ですから、鬼石町について、今、木村議員が言われるように合併について議席の数を絞ってという議論も協議会の中で十分させてもらいましたけれども、鬼石町の議員の在任を認めることで、この藤岡市・鬼石町の合併がスムーズにいき、そしてまた、そういう意味では鬼石町の議員の意見も聞く中で新市がスムーズにスタートするということが大事だというふうに思っております。

以上でございます。

議長(佐藤 淳君) 木村喜徳君。

- 1 5 番(木村喜徳君) 協議会の中で議論されたということなのですが、市長自身がこの在任特例についてどのような意見を述べられたのかお伺いします。

議長(佐藤 淳君) 市長。

市長(新井利明君) 私は、協議会の会長として議員の在任に関する協議については、小委員会を設けていただきましてお互いの議員、そして藤岡市の代表の委員、鬼石町の委員、そういう中で協議をいただきました。それで、その小委員会の中で総員の考えをまとめていただいたものが今の提案させていただいたものでございます。私は、協議会の中で小委員会の皆さんに考え方をまとめてくださいということをお願いいたしましたので、この小委員会の議決を優先していきたいというふうに思っております。

議長(佐藤 淳君) 木村喜徳君。

- 1 5 番(木村喜徳君) この合併協議会の会長が小委員会に丸投げをして、それに上がってきた結論に対しては一つも意見を述べないで容認をしたという答弁なのですが、実際問題、先ほどから何回も言っているのですが、あらゆる点で少しでも経費の削減というのがメーンのわけですよね。12人の鬼石町の議員が向こう1年何カ月か議員として歳費を

受け取るということは、合併をしてからそれだけ出費がするわけですね。そういうことからして、一言も意見を述べなかったというのが私は非常におかしいと思います。そうではないですか。会長として、本当に丸投げそのものではないですか。もう一度答弁を願います。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 私は、丸投げというふうには思っておりません。小委員会を作成して、その皆さんで議していただいた。それが、鬼石町の議員の皆さんの在任特例を認める。ただ、報酬については鬼石町の議員は鬼石町の今の報酬についてそのまま1年3カ月ですか、これで運営していくということでございますので、今、議員ご指摘の丸投げで私の考え方が入っていないというふうに言われておりますけれども、私はいろいろな委員会・協議会の場で会長としてその考え方を申し上げるわけにはいきませんが、小委員長たちとはいろいろな考え方の中で意見のすり合わせはさせていただきました。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

6番（三好徹明君） 議案第77号の議員の在任に関することですが、私は合併問題調査特別委員会の委員長を仰せつかりまして1年半にわたって協議、研究、調査をしてまいりました。振り返ってみますと、50年前に昭和の大合併がありまして、当時やはり議員の方々の問題でかなりの合併に対する実現が困難だったケースがたくさんあった。そういう経験をこの在任特例ということに反映させて今度の合併特例法がつくられたというふうに思っております。ですから、鬼石町と藤岡市が合併することによって、その融和の速度を早める、お互いに理解を深めるためにはどうしてもこの在任特例を使って、一時でありますけれども、多くの意見がそこに反映されていくことが合併の実行を上げていくのだ、こういう認識に立って議論をしてまいりました。そういうことから、この議案第77号につきましては鬼石町の方々がそのまま在任で1年数カ月残るということは大変結構なことだと思います。

それと、もう1点であります。合併特例債の中に合併に伴う経費というものが上程されております。これが、この在任特例によって1年数カ月議員数が増えるわけです。現行2段階方式といっても議員数が増えて経費負担が増えるわけですが、この合併特例法の中にある合併経費はこの部分にどのくらい充当されるのかお伺いします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩